

労働災害発生状況（小松労働基準監督署管内）

注：新型コロナウイルス感染症を除いた人数

図1 年別労働災害発生状況の推移（単位：人）

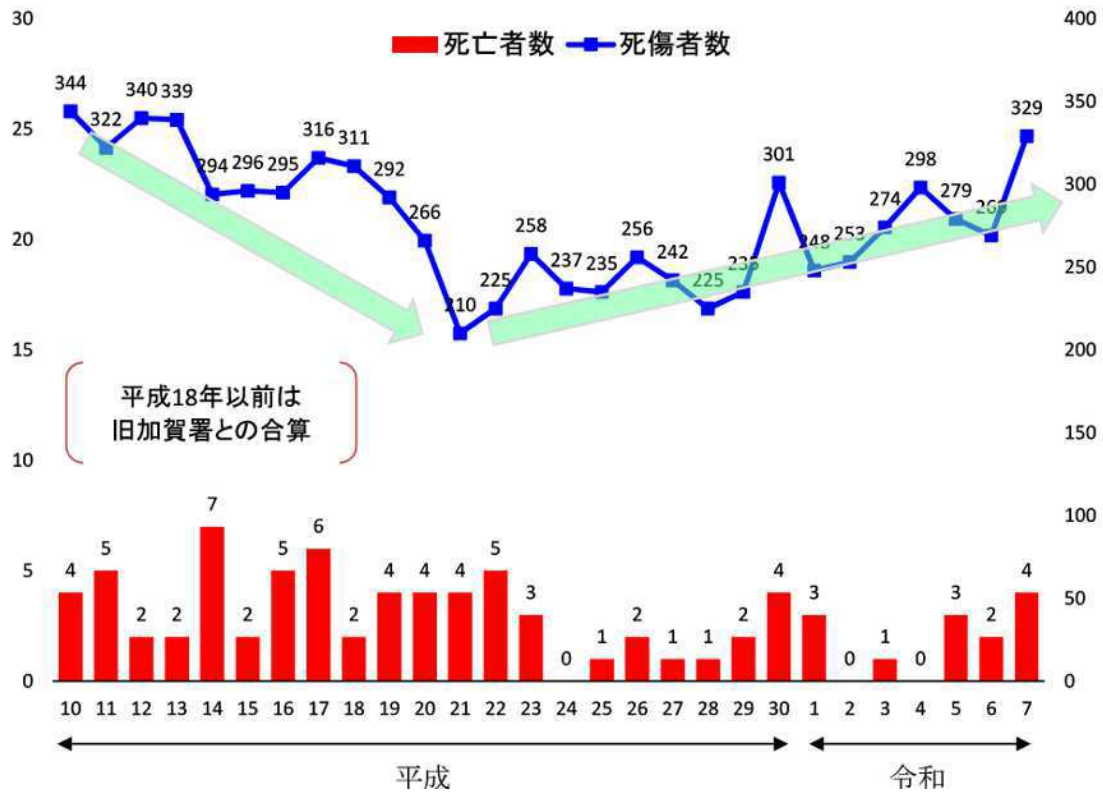
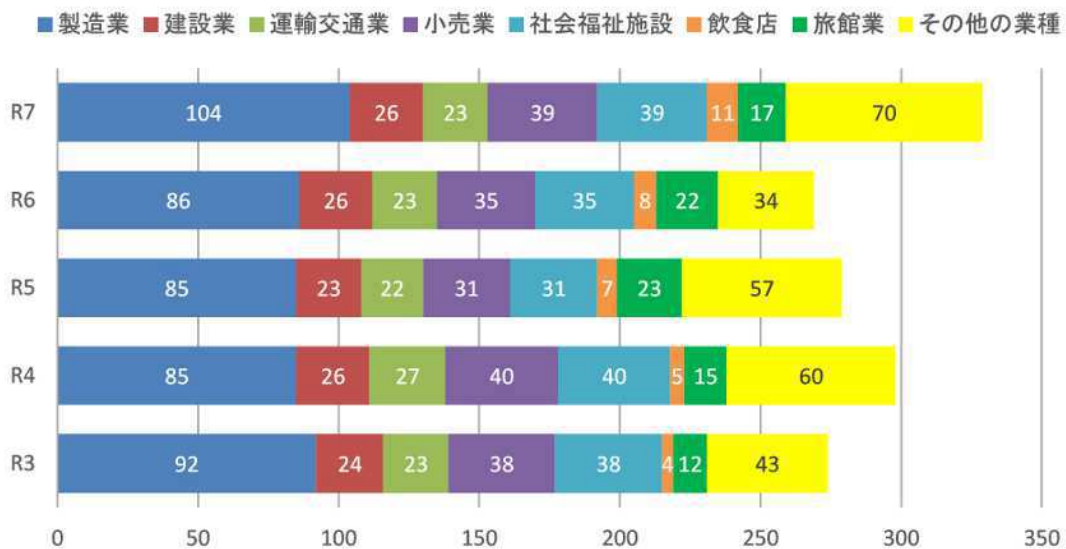


図2 業種別労働災害発生状況の推移（単位：人）

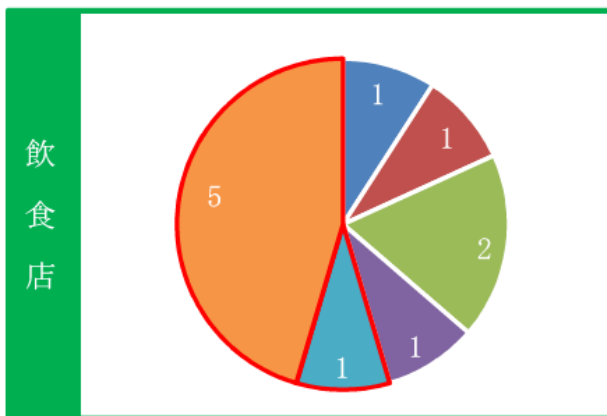


# 労働災害の概況（令和7年、飲食店、小松労働基準監督署管内）

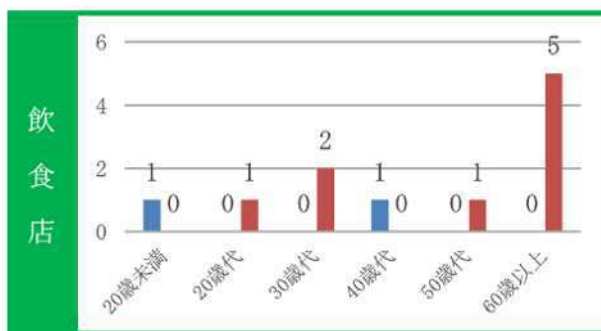
注：新型コロナウイルス感染症を除いた人数



- 転倒関連
- その他の行動災害
- 飛来・落下
- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ・こすれ
- 墜落・転落



- 20歳未満
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳以上



- 男性
- 女性

第99回

# 全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材  
全員参加  
みんなで育てる  
安全職場

今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

# 令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

## 実施者の実施事項

### 1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
  - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
  - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
  - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
  - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### 2 業種の特性に於いた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
  - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
  - ア 一般的事項
    - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
    - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
  - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
  - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
  - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
  - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
  - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
  - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
  - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### 3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
  - ア 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - ア 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - ア 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
  - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
  - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
  - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
  - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
  - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
  - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
  - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
  - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
  - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - ウ その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は  
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 「第三次産業における安全推進者ガイドライン」が示されました

正式名称：労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン（H26.3.28 策定）

第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）で労働災害が多発しています。

そのため、厚生労働大臣の定めた「第12次労働災害防止計画」ではこれらの業種を最重点業種に指定し、各労働基準監督署で労働災害防止の指導を強化しています。

こうした中、厚生労働省ではガイドラインを策定し、**従業員10人以上の事業場では、法令で選任義務のない第三次産業（注）でも、事業者は、安全の担当者（安全推進者）を配置して、安全に関する職務を行わせることが求められるようになりました。**各事業場で、「安全推進者」を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などの職務を行わせるようにしましょう。

（注）ガイドラインで安全推進者の選任が求められる「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

## ガイドラインのポイント

### 1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、**常時10人以上の労働者を使用するもの。**

### 2 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止など、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者など）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタント、安全管理士または安全管理者の資格を有する者）

### 3 安全推進者の配置

原則として、**事業場（店舗、施設など）ごとに1名以上配置**すること。

講習日程は  
滋賀労働局HPから（※）

### 4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

### 5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例）職場の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消など職場内の危険個所の改善、刃物や台車などの道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

② 労働者の安全意識の啓発や安全教育に関すること

（例）朝礼などの場を活用した労働災害防止に関する意義の周知・啓発、荷物の運搬作業などでの安全な作業手順についての教育・研修の実施など）

③ 関係行政機関に対する安全に関する各種報告、届出など等に関すること

（例）労働災害を発生させた場合の労働者死傷病報告の作成や労働基準監督署長への提出など

（2016.4 更新 滋賀労働局健康安全課 TEL:077-522-6650）

※ 「[技能講習・特別教育・安全衛生教育・災害防止活動計画表](#)」をご覧ください。

# 高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

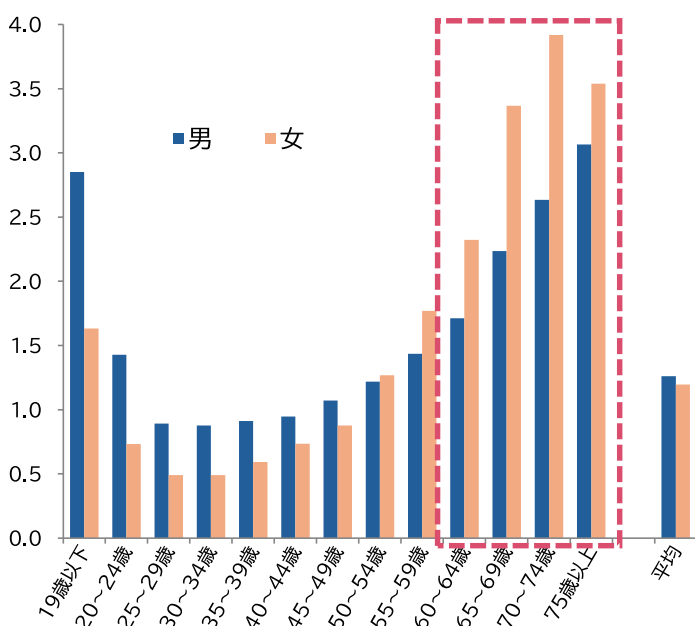
## 概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

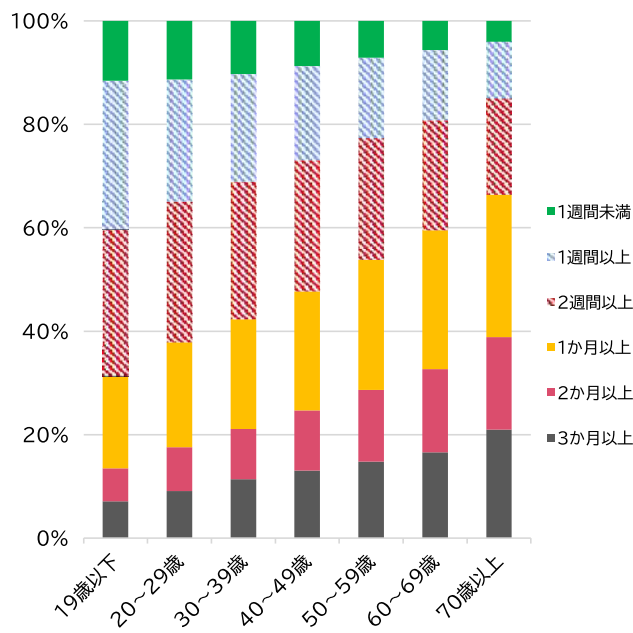
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

## 高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

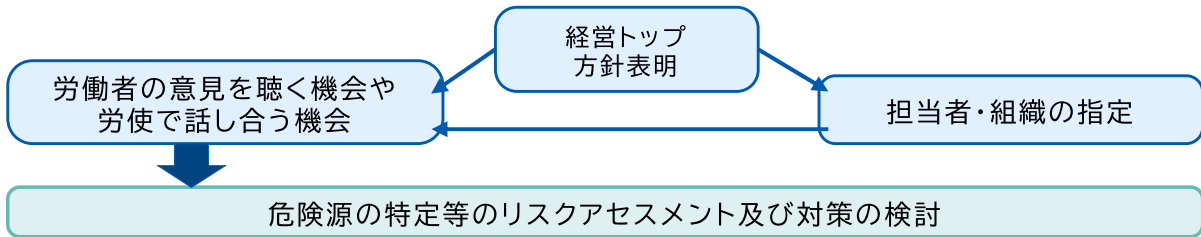
[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

## 1. 安全衛生管理体制の確立等

### 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



### 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



## 2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 <p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	 <p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	 <p>空調服の導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

### 3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### 健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表

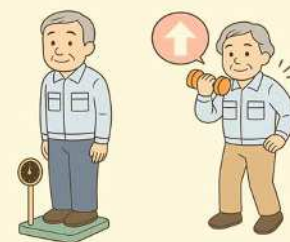
厚生労働省

全身持久力の 評価方法

労働安全衛生総合研究所

新体力テスト

スポーツ庁



### 4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

#### 高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

#### 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

### 5. 安全衛生教育

#### 高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

#### 管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生  
サポート事業



SAFEアワード



## エイジフレンドリー補助金について

### 補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー  
補助金



### 対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

### 【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

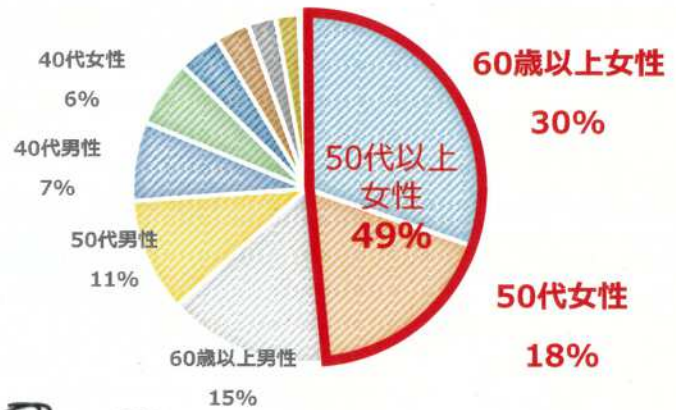


# 職場で転倒して骨折（転倒災害）

## 転倒災害は増加の一途



## 性別・年齢別内訳（令和5年）



## 転倒災害による平均休業日数（令和5年）

**48.5日**

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

### ➤ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)



### ➤ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう






✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)



# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策





- (なし) 何もないところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
 ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
 ▶ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒  
 ▶ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
 ▶ 適切な通路の設定  
 ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒  
 ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分  
エクササイズ  
中央労働災害  
防止協会  
転倒予防セミナー



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒  
 ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
 ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒  
 ▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 ▶ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
 ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒  
 ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う




エイジフレンドリー補助金  
中小規模事業者  
安全衛生サポート事業

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

小売業・飲食店における労働災害防止の進め方

 独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所



## (2) 業態別労働災害データ分析結果

### (業態別にみると様々な特徴がある)

業態別にみると、ハンバーガーショップは高温・低温物との接触災害（ヤケド）が最も多く、回転寿司は切れ・こすれ災害が転倒災害を大きく上回っています。また、配達飲食サービスは交通事故（道路）が最も多発しています。

表2-5 主要業態別死傷災害発生状況（構成比5%超の事故の型、H24 H25）

	ファストフード（全体）	ファストフード／ハンバーガー	ファストフード／丼物
ファストフード	1. 高温・低温物との接触 26.8%	1. 高温・低温物との接触 32.0%	1. 切れ・こすれ 30.4%
	2. 転倒 21.3%	2. 転倒 21.5%	2. 高温・低温物との接触 22.2%
	3. 切れ・こすれ 20.5%	3. 切れ・こすれ 11.5%	3. 転倒 20.4%
	4. 動作の反動・無理な動作 6.4%	4. 墜落・転落 7.6%	4. 動作の反動・無理な動作 7.5%
	5. はさまれ・巻き込まれ 6.0%	5. 動作の反動・無理な動作 6.6%	
	6. 墜落・転落 5.4%	6. はさまれ・巻き込まれ 6.3%	
		7. 飛来・落下 5.6%	

	チェーン系専門飲食店（全体）	チェーン系専門飲食店／ラーメン	チェーン系専門飲食店／回転寿司
専門飲食店	1. 切れ・こすれ 31.1%	1. 切れ・こすれ 28.6%	1. 切れ・こすれ 43.6%
	2. 転倒 26.9%	2. 高温・低温物との接触 23.0%	2. 転倒 27.0%
	3. 高温・低温物との接触 15.3%	3. 転倒 17.7%	3. 高温・低温物との接触 8.0%
	4. 動作の反動・無理な動作 6.5%	4. 動作の反動・無理な動作 7.4%	4. 動作の反動・無理な動作 5.7%
		5. 墜落・転落 5.9%	

ファミリーレストラン	チェーン系カフェ	持ち帰り飲食サービス
1. 切れ・こすれ 29.9%	1. 切れ・こすれ 30.2%	1. 転倒 30.6%
2. 転倒 27.2%	2. 高温・低温物との接触 20.1%	2. 切れ・こすれ 26.4%
3. 高温・低温物との接触 15.9%	3. 転倒 12.9%	3. 高温・低温物との接触 11.6%
4. 交通事故（道路） 6.6%	4. 動作の反動・無理な動作 10.1%	4. 動作の反動・無理な動作 8.8%
5. 動作の反動・無理な動作 5.9%	5. はさまれ・巻き込まれ 7.2%	5. 墜落・転落 7.0%
	6. 墜落・転落 5.0%	6. 交通事故（道路） 5.8%

チェーン系居酒屋	配達飲食サービス	※
1. 切れ・こすれ 38.2%	1. 交通事故（道路） 43.9%	飲食店平均×2以上
2. 転倒 16.5%	2. 転倒 27.8%	飲食店平均×1.5～2.0
3. 高温・低温物との接触 16.1%	3. 墜落・転落 7.4%	飲食店平均×1.3～1.5
4. 動作の反動・無理な動作 6.7%		
5. 飛来・落下 6.0%		

出所：労働安全衛生総合研究所技術資料（JNIOSH-TD-No.6(2016)）、  
チェーン展開している小売業・飲食店における業態別労働災害データ分析

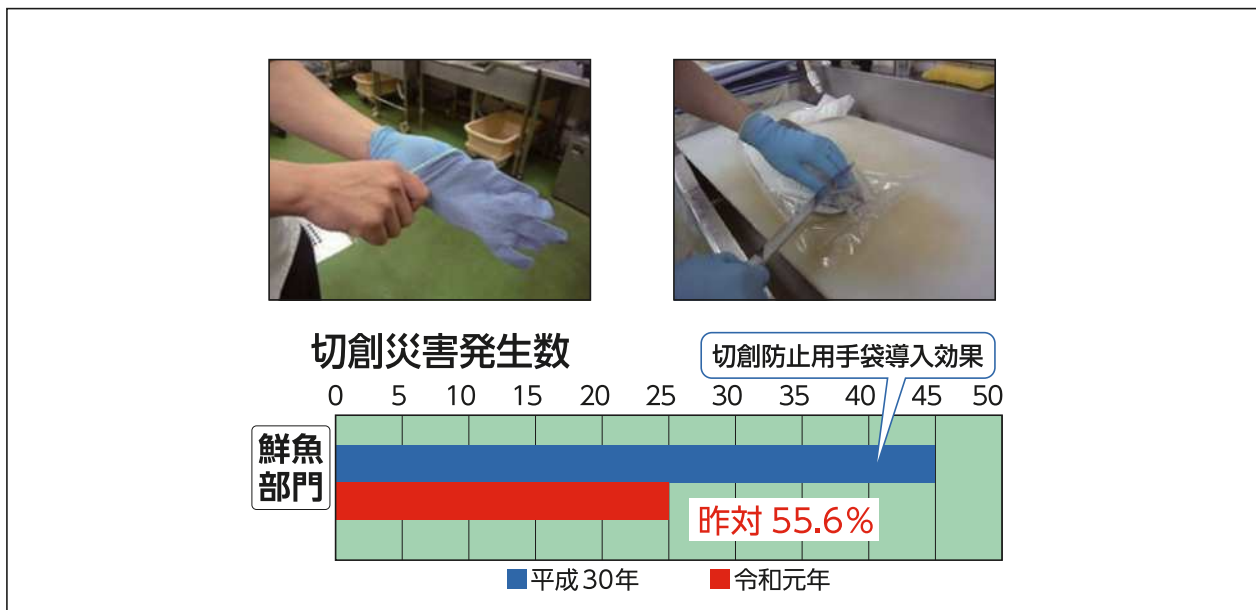
## b. 切創防止用手袋

「切れ、こすれ」災害は、飲食店では転倒に次いで多く、また小売業でも第5位と比較的多い災害となっています。

### ① 切創防止用手袋の導入

平和堂では、最も切創災害の多い鮮魚部門に切創防止用手袋の着用を義務づけたところ、導入前の2018年と導入後の2019年を比較すると、切創災害は55.6%も減少しました。

表4-10 切創防止用手袋の導入効果（平和堂）



### ② 耐切創軍手の導入

また、平和堂では、青果部門において野菜のカット時や段ボール開閉時の切創災害が多かったため、常時着用する「耐切創軍手」を導入しています。

表4-11 耐切創軍手の導入（平和堂）



## c. 保護衣

フライヤーやオープン作業では、火傷防止用に腕用保護カバーを着用し、オープン壁面などへの素肌の接触を防ぎます。

表4-12 腕用保護カバーの導入



出所：労働安全衛生総合研究所  
「小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害を防止しよう！  
労働災害を減少させた好事例の紹介」

## (3) “すべる” 危険源の除去

“すべる” ことによる転倒災害は、すべる危険源を除去する対策が重要です。

例えば次のようなことが考えられます。

### a. 濡れた床の解消

水や油で濡れた床を放置しないことも必要です。作業終了時、薬剤を使って油汚れ等を除去している例もあります。

また、床が濡れないような改善も必要です。例えば、シンクからの水はね、配管からの水落ち、フライヤーなどからの油はねなど、設備の改善により、それらを発生しないようにします。

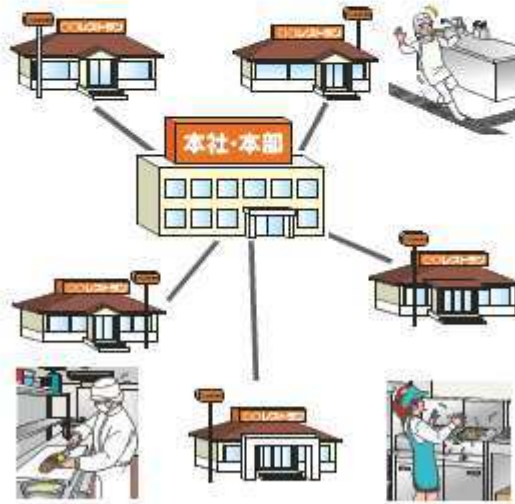
### b. 機械清掃による床ふき残しチェック

平和堂の事例です。開店前の転倒災害が最も多く、中でも機械清掃の床ふき残し箇所での転倒災害が多発していたことから、清掃業者の協力の下、ふき残し箇所をモップでふき取る対策を行っています。

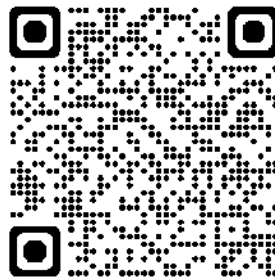
表4-13 モップによる床ふき残し対策



# 本社・本部が行う簡易的な リスクアセスメント **飲食業** の導入ポイント



厚生労働省  
中央労働災害防止協会



## 2. なぜ、 本社・本部がリスクアセスメントを行う のか？

### 【本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメント(飲食業)】

このリスクアセスメントは、本社・本部が、各店舗を含めて企業全体を対象として、リスクアセスメントを行う手法です。

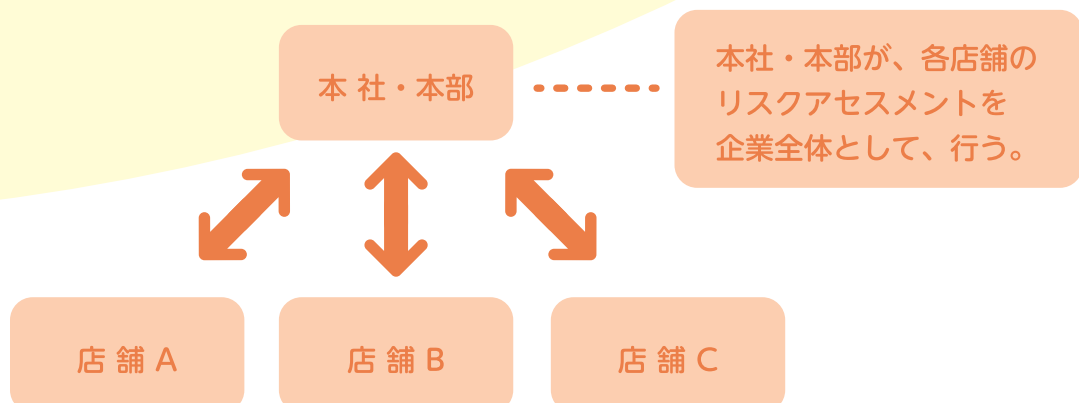
本来、リスクアセスメントは、飲食業でも、事業所単位である各店舗が個別にリスクアセスメントを実施することが基本ですが、多店舗展開している飲食業においては、各店舗を含めた企業全体をリスクアセスメントの対象とした方が、より効果的である場合があります。

その理由は、飲食業の店舗では、正社員のみならずパート従業員、アルバイトなど益々多様化し労務管理が益々困難になる中、企業の本社・本部が、各店舗の経営と安全衛生が一体となった取組を行うことが、各店舗間での安全衛生レベルのバラツキを抑えるだけでなく、企業全体の安全衛生レベルの向上につながるからです。

上記を踏まえ、現状の下、多店舗展開する飲食業においては、企業本社・本部が各店舗を含めて企業全体としてリスクアセスメントを行う手法、すなわち「企業本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメント」が、より効果的、より実践的な手法として推奨するものです。

なお、この手法は、厚生労働省リスクアセスメント指針「危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日付け公示第1号）に忠実に従った方法ではありませんが、将来的にこの指針に沿った手法への段階的な取組として位置づけるものです。

#### 本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメントのイメージ図



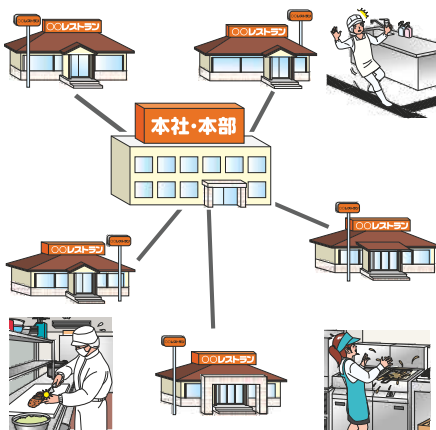
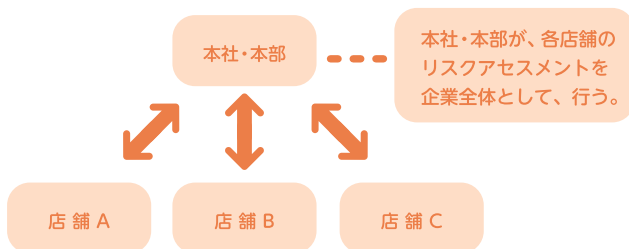
# 4. 具体的には、本社・本部はどのようにリスクアセスメントを行うのか？

## 【企業本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメント(飲食業)の例】

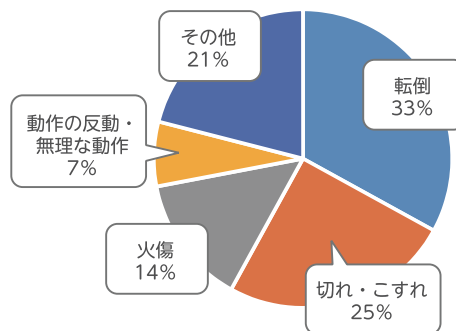
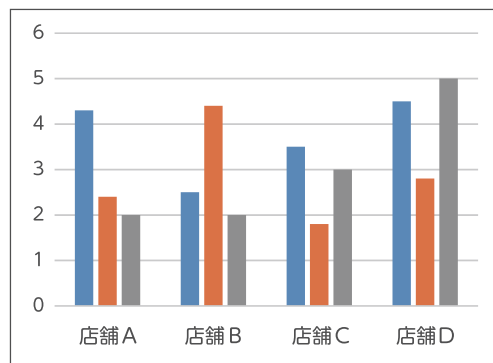
### (1) 危険性又は有害性の特定の方法

1 「本社・本部」が、実施体制を確立するとともに、各店舗で発生した過去の労働災害発生状況や災害事例、更にはヒヤリハット事例を把握する。

本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメントのイメージ図



2 各店舗の労働災害発生状況やヒヤリハット状況の分析



3 店舗での緊急性の高い災害の把握

- 例1：揚げ物の調理中に、油が跳ねて火傷する。
- 例2：厨房で、濡れた床やグレーチングで、滑って転倒する。
- 例3：包丁で、切傷する。



例1：揚げ物中に、火傷



例2：濡れた床やグレーチングで、滑って転倒



例3：包丁で切傷

## 4. 具体的には、本社・本部はどのようにリスクアセスメントを行うのか？

【企業本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメント(飲食業)の例】

### (2) 「見積もり」及び「改善方法の検討」の方法

「本社・本部」が、店舗での緊急性の高い前記③の災害について、「リスクの見積もり」及び「改善方法の検討」を行う。

### ● リスクアセスメントの例

改善方法としては、まず本質的な安全対策や工学的対策である施設、設備対策を検討し、それが困難な場合は、管理的対策である安全教育や保護具の使用を検討する。

作業名	危険性又は有害性と発生する恐れがある災害	リスクの見積もり			改善方法 (リスク低減措置)		本社・本部が、店舗に行う改善措置 (〇〇月、△△月までに、と具体的時期を設定することが望ましい)	
		重篤度	可能性	リスク	施設、設備対策	管理的対策である 安全教育や保護具の使用	施設、設備対策	管理的対策である 安全教育や保護具の使用
惣菜加工 (フライヤー)	例1： フライヤーで、揚げ物中に、火傷する。	△	△	Ⅱ	・フライヤーを自動化する。	・正しい調理方法を教育するとともに、表示を行う。 ・火傷防止用のエプロン、手袋、靴等を使用する。	・〇〇月までに、該当する店舗でフライヤーを自動化する。	・〇〇月までに、該当する全ての店舗に、店舗の実施体制や実施スケジュールを明確にした教育マニュアルを作成し、各店舗に周知する。 ・〇〇月までに、該当する全ての店舗に、火傷防止用のエプロン、手袋、靴等を支給する。
厨房での作業 (濡れた床やグレーチング)	例2： 厨房で、濡れた床面やグレーチングで、滑って転倒する。	△	△	Ⅱ	・滑りにくい床面やグレーチングに改装する。	・床が濡れた場合は、即、モップで清掃する。 ・耐滑性に優れた靴又は長靴をはく。	・〇〇月までに、該当する店舗の床面を滑りにくい床面やグレーチングに改装する。	・〇〇月までに、該当する全ての店舗に、店舗の実施体制や実施スケジュールを明確にした教育マニュアルを作成し、店舗に周知する。 ・〇〇月までに、該当する全ての店舗の該当者に、耐滑性に優れた靴又は長靴を支給する。 ・〇〇月までに、モデル的なハザードマップを作成し、各店舗に周知する。
総菜の調理 (包丁)	例3： 厨房で、包丁で総菜(とんかつ)をカット中、手を切る。	△	△	Ⅱ	・納入業者と協議し、包丁を使用しない調理方法に切り替える。	・包丁の正しい使い方を教育する。	・〇〇月までに、納入業者と協議し、包丁を使用しない調理方法に切り替える。	・〇〇月までに、該当する全ての店舗に、店舗の実施体制や実施スケジュールを明確にした教育マニュアルを作成し、店舗に周知する。

【表1】 災害の重篤度(災害の程度)の区別の例

重篤度(災害の程度)	内容の目安
致命傷又は重大 ×	死亡・手足の切断等重篤災害・休業災害(1ヶ月以上)
中程度 △	上記以外の休業災害(1ヶ月未満)
軽症 ○	不休災害やかすり傷程度

【表2】 災害の可能性の区別の例

災害の可能性	内容の目安
可能性が高い ×	かなりの注意力でも災害につながるもの
可能性がある △	うっかりしていると災害につながるもの
ほとんどない ○	通常の状態では災害にならないもの

【表3】 リスクの見積もりの区別の例

		重篤度(災害の程度)		
		致命傷又は重大 ×	中程度 △	軽症 ○
災害の可能性	可能性が高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

【表4】 リスクレベルに応じた対応措置

リスクレベル	優先度	
Ⅲ	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。</li> <li>措置を講じるまで作業を停止する必要がある。</li> <li>十分な経営資源を投入する必要がある。</li> </ul>
Ⅱ	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。</li> </ul>
Ⅰ	低	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてリスク低減措置を実施する。</li> </ul>

### (3) 改善方法(リスク低減措置)の実施と次年度以降の更なる改善の検討

本社・本部が、上記リスクアセスメントの結果を踏まえて、店舗の改善方法（リスク低減措置）を実施します。リスク低減措置を検討する場合は、法令に定められた事項がある場合には、それを必ず実施するとともに、リスクの高いものから優先的に検討を行います。

特に、施設、設備の改善を伴うような改善方法は、本社・本部にしかできない改善方法です。また、左記例の「耐滑性に優れた靴又は長靴」を該当する全ての店舗への支給することは、本社・本部が行うことが有効であり、その改善措置の確認も重要です。

また、上記改善措置がすぐに行えないときは、「職場の危険の見える化」を行うとともに、安全衛生教育を行うことが重要です。

#### ● 改善措置の例

• 本社・本部は、床が濡れた場合は、直ぐに清掃することを教育するために、店舗の実施体制や実施スケジュールを明確にした教育マニュアルを作成し、各店舗に周知する。



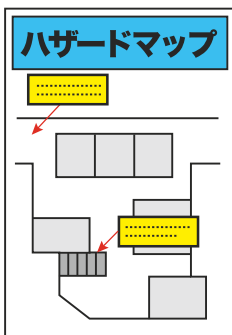
• 本社・本部は、作業手順に、安全な作業方法や危険個所の見える化した写真又はイラストを挿入し、作業と安全が一体となった見える化した作業マニュアルを作成し、該当する店舗に周知する。



耐滑性に優れた長靴を履く。



• 本社・本部は、該当する店舗に、耐滑性に優れた靴又は長靴を支給する。



• 本社・本部は、職場の危険の見える化したハザードマップを作成し、該当する店舗に周知する。

# 新たな化学物質規制が始まっています！



～ 自律的に管理すべき対象物質が大幅に拡大されました ～

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から施行されています。

新たな化学物質規制は、幅広い産業に適用されることから、危険・有害な化学物質管理の重要性を再確認の上、それぞれの職場で取り扱っている化学物質の再点検及びその結果に基づいた自律的な管理の取組を確実に進めましょう。



【石川労働局HP】

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

[https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/newpage\\_00532.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/newpage_00532.html)



## 「化学物質なんて、ウチには関係ないでしょ！」等と見過ごしていませんか？



これまでの化学物質規制

令和8年4月より  
約2,900物質に拡大！

見直し後の化学物質規制



※ 製造業などの工業的な業種だけではなく、一見、化学物質と縁遠いと思われる、非工業的な業種(サービス業など)における作業(洗浄、消毒、清掃、洗濯など)でも化学物質に起因する災害が発生しています。



※ 新たな法令改正によって、職場で自律的に管理すべき化学物質の対象が大幅に拡大されていますので、再点検をお願いします。



→ 裏面の「自主点検表」でチェック！



※ 法定の表示・通知対象(リスクアセスメント対象)化学物質  
→「職場のあんぜんサイト」(表示・通知対象物質の一覧・検索)  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.htm>



# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p><b>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちらのリスト</a>をご覧ください。 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。 追加物質については、<a href="#">こちらのリスト</a>をご覧ください。</p>	<p>R7, R8 追加分 </p> <p>R9 追加分 </p>
<p><b>② 化学物質管理者を選任していますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo. 2-1-1、No. 2-2-2をご確認ください。 <a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p><b>③ RAを実施していますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下のQ&amp;Aも参照してください。 Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a> Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a> 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。 次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に ✓ をつけてください。 ・⑦ <a href="#">業種・作業別マニュアル</a> ・① <a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	<p style="text-align: right;">⑦ </p> <p style="text-align: right;">① </p>
<p><b>④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のQ&amp;Aも参照してください。 Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a> Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a> ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に ✓ をつけてください。</p>	
<p><b>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のQ&amp;Aも参照してください。 Q15-1 <a href="#">入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</a> Q15-2 <a href="#">ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>	
<p><b>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&amp;Aの11ページ以降に記載のNo. 2-2-1、No. 2-2-2をご確認ください。 <a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p><b>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</b></p>	□
<p><b>解説</b> 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。下のQ&amp;Aも参照してください。 Q13-1 <a href="#">SDSはいつ交付しなければならないのか。</a> Q13-2 <a href="#">ホームページでSDSを提供しても良いか。</a></p>	

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

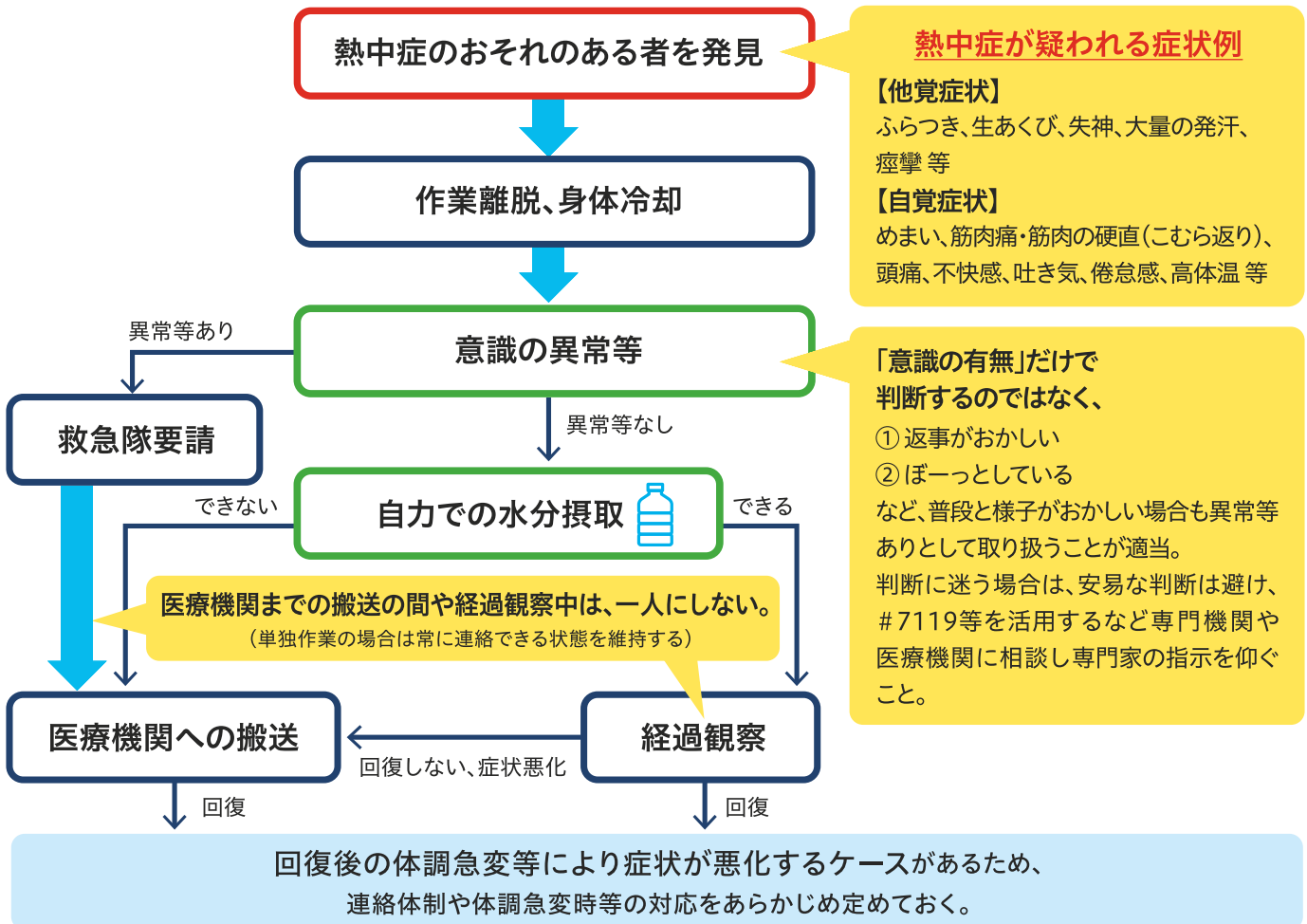
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

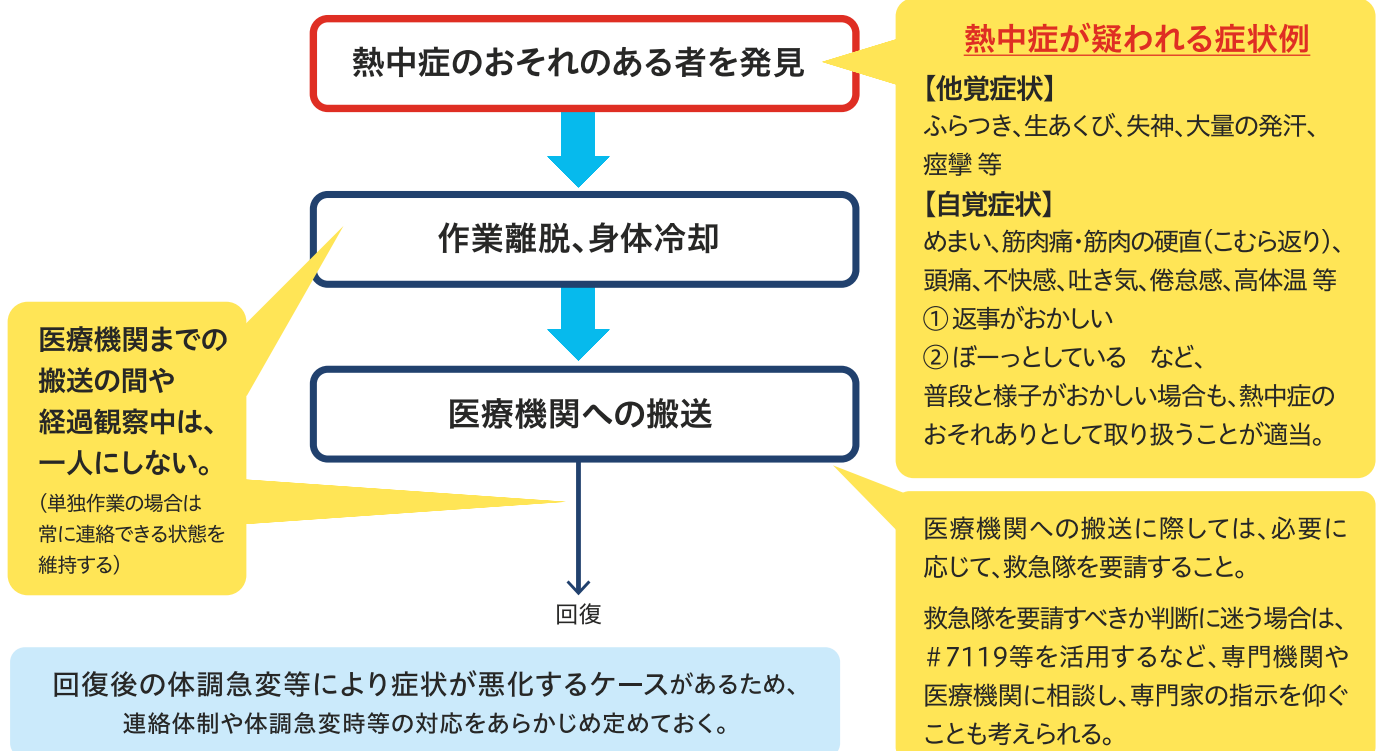
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 熱中症発症(疑い)時の対応手順

## 緊急連絡体制

体調不良者  
発見者

軽症だからと自分で判断せず  
必ず連絡すること

担当者 1

担当部署

氏名

連絡先

担当者 1 不在の場合

担当部署

氏名

連絡先

## 処置手順

1 熱中症のおそれのある者を発見

初期対応担当者



2 作業離脱

(離脱後の休憩場所)



3 身体冷却

冷却方法

例) 作業場所横の建物の影、簡易休憩所 ほか



4 意識の異常

判断基準

例) 水分補給(持参・支給)、休憩所クーラー ほか

例) 意識がはっきりしない、返事がおかしい ほか

判断に迷う場合は、いしかわ救急安心センター事業  
#7119 へ架電

5-1 救急搬送・医療機関受診

受診先医療機関

医療機関連絡先

(搬送待ち時間は一人にさせないこと)

5-2 経過観察

経過観察中の状態を確認する担当者

(経過観察中は一人にさせないこと)

6 回復

回復後の補助、確認担当者

(回復後も悪化する可能性がありますので、目の届く状況を作りましょう)

体調悪化

※ 今後、内容が変更される場合があります。



小松労働基準監督署

← 対応手順データ  
はこちら

# STOP! 熱中症

## いしかわ クールワークキャンペーン 2026

～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～  
熱中症予防対策に取り組みましょう

### ○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和7年に石川県内では、**195人**の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多となりました**。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温※1が35℃を超え、暑さ指数(WBGT)※2は「危険」レベル(31℃以上)となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

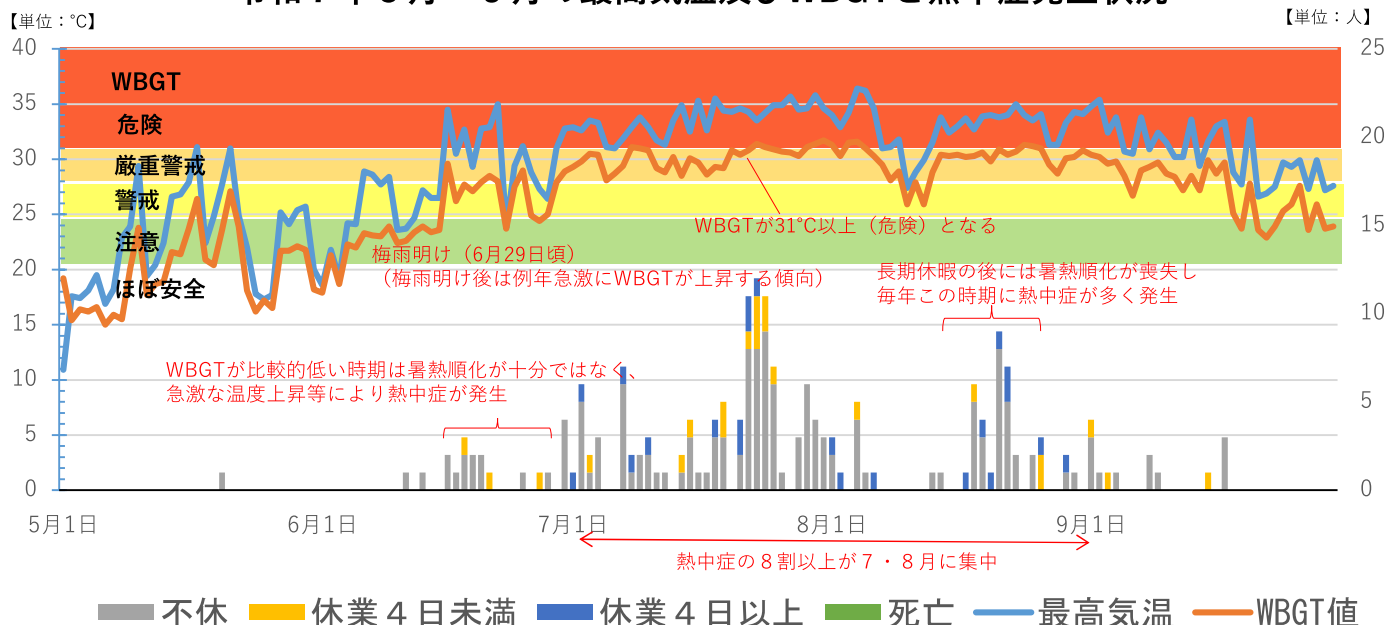
業種別では建設業が一番多く発生し68人(全体の35%)を占め、次に製造業で39人(全体の20%)を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

### ●キャンペーン実施期間：令和8年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の8割以上(158人)が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。**



### 令和7年5月～9月の最高気温及びWBGTと熱中症発生状況



※1 最高気温は金沢地方気象台による観測値

※2 WBGTは金沢市での環境省「熱中症予防サイト」の実況推定値(確定値)

※3 暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)、暑さに強くなります。



# 1. 熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。
- 従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

<b>I度</b>	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	重症度 
<b>II度</b>	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
<b>III度</b>	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

# 2. 準備期間（4月）の実施事項

<input type="checkbox"/>	<b>労働衛生管理体制の確立</b>	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）について定めるとともに周知
<input type="checkbox"/>	<b>暑さ指数の把握の準備</b>	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定</b>	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策の検討</b>	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	<b>休憩場所の確保の検討</b>	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	<b>服装の検討</b>	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	<b>緊急時の対応の事前確認</b>	緊急時の対応を確認し、労働者に周知 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、 ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b>	管理者、労働者に対する教育を実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ガイド・教育動画】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【e-learning】</p> </div> </div>

# 3. キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認！！  
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう！！



## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

※ 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGTの予報値・実況値の情報提供を行っています。

【環境省熱中症予防情報サイト】



STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じた対策を徹底

- 暑さ指数の低減**  
 準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**  
 準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**  
 準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**  
 作業計画に基づき、暑さ指数に応じて、休憩や作業の中止を実施
- プレクーリング**  
 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**  
 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**  
 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を調整する。  
**※新規入職者や休み明けの労働者は、特に注意すること**
- 健康診断結果に基づく対応**  
 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮  
 ①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢
- 日常の健康管理**  
 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 健康状態の確認**  
 巡視を頻繁に行いながら声をかける、パディを組む等お互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**
  - ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等の周知徹底
  - ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等に基づき適切に対応
  - ・必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送付することなどにより身体を冷却
  - ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）**

## 4. 重点取組期間（7・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

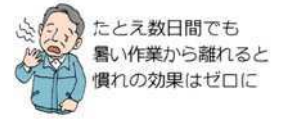


## 暑熱順化者とは

「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいいます。

夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

### 長期休暇あけの人



## WBGT基準値を超える場合の対応

- WBGT基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 暑熱順化した作業員については、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業員は、より長い時間の休憩を取れるように配慮しましょう。

WBGT基準値については、以下のサイトを参考にしてください



【職場のあんぜんサイト】

休憩時間の目安	WBGT基準値からの超過			
1時間あたりの休憩時間	1℃程度超過	2℃程度超過	3℃程度超過	それ以上
	15分以上	30分以上	45分以上	作業中止が望ましい

## 5. 熱中症を防ぐためには

### (1) 作業環境管理

#### ① WBGTの低減など

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認してください。WBGTが、WBGT基準値を超える（おそれがある）作業場所においては、簡易な屋根、通風、冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGTを提言するよう検討しましょう。

#### ② 休憩場所の整備など

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、飲料水、塩飴、経口補水液などを設置しましょう。



熱中症予防啓発キャラクター  
チュイーカンオン

### (2) 作業管理

#### ① 作業時間の短縮など

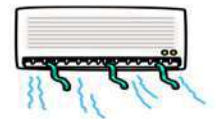
WBGTが高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとる、日陰の所から作業を行うなどの工夫をしましょう。

#### ② 熱への順化

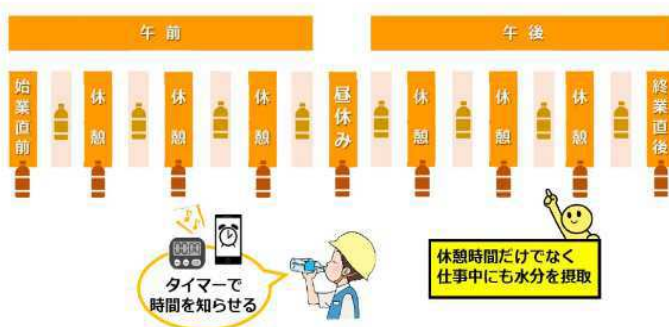
暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、梅雨明けの時期、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。

#### ③ 水分・塩分の摂取

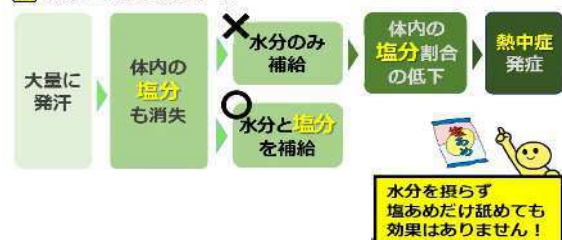
のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



#### ⚠ 塩分を同時に補給する



## ④ 服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。  
空調服、クールベスト等、**身体を冷却する機能をもつ服を積極的に活用**しましょう。



## ⑤ プレクーリング

WBGTが高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。

## (3) 健康管理

### ① 健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、**熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります**。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

薬の作用で心身機能が低下  
▼  
発汗抑制・脱水症状  
生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

### ② 日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の**健康状態を確認**し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょう。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょう。



## (4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。



【職場における熱中症予防情報】



【働く人の今すぐ使える熱中症ガイド】

## (5) 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認してください。異常を認めるときは、**躊躇することなく救急隊を要請**してください。

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



## (6) 熱中症予防管理者等の業務

熱中症予防管理者等は、作業内容に応じたWBGT基準値の設定や、服装による着衣補正の必要性の確認を行うとともに、対策の実施状況の確認、暑熱順化の確認および実施、作業前の体調確認、WBGTの測定と評価、緊急時の対応体制の周知、水分・塩分摂取状況の確認、退勤後の体調悪化への注意喚起などの業務を行います。

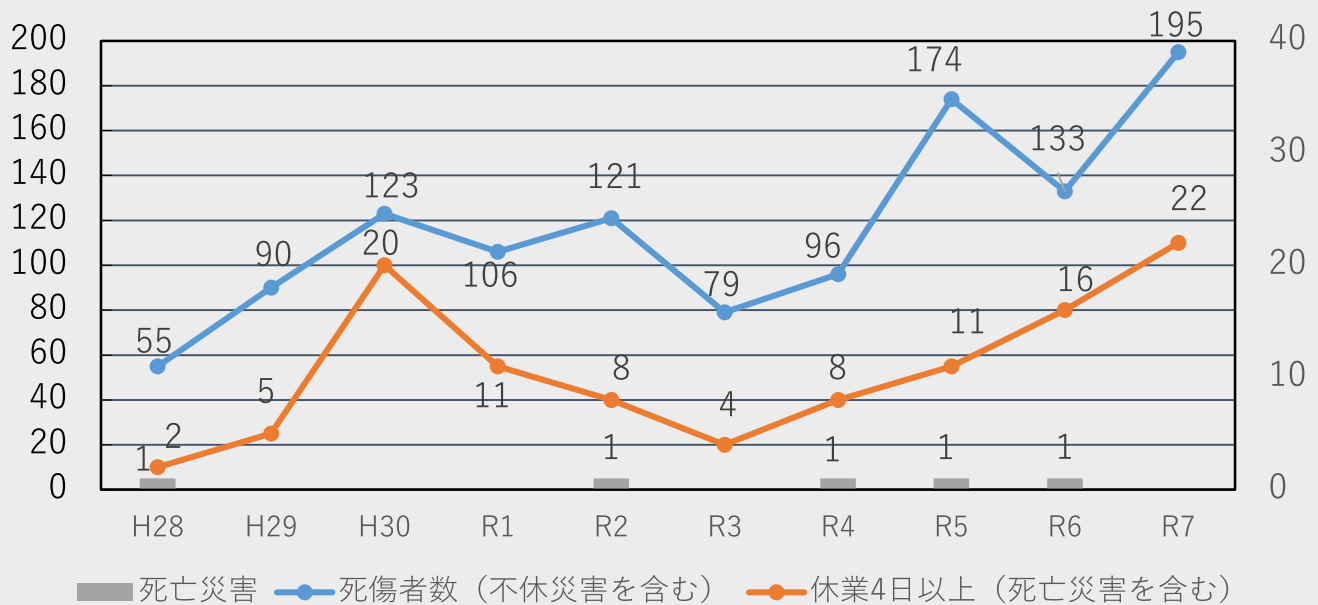
# 6. 石川県内の職場における熱中症の発生状況

## (1) 熱中症による死傷者数の推移

令和7年の石川県内の職場で発生した熱中症による死傷者数（仕事を休まずに病院を受診したもの（不休災害）を含む）は**195人**で、**過去10年で最多件数**となりました。

**死亡災害**は令和4年から3年連続で発生していましたが、**令和7年は0件**となった。また、休業4日以上を要するものは22人（対前年6人増）発生となり、4年連続の増加となりました。

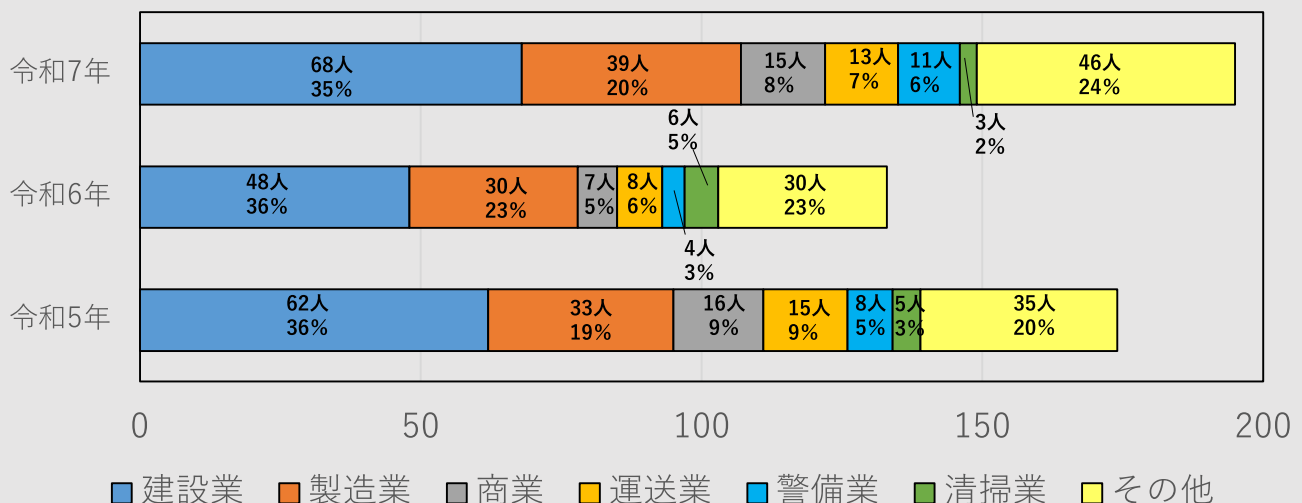
石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



## (2) 熱中症による死傷者の業種別発生状況の推移

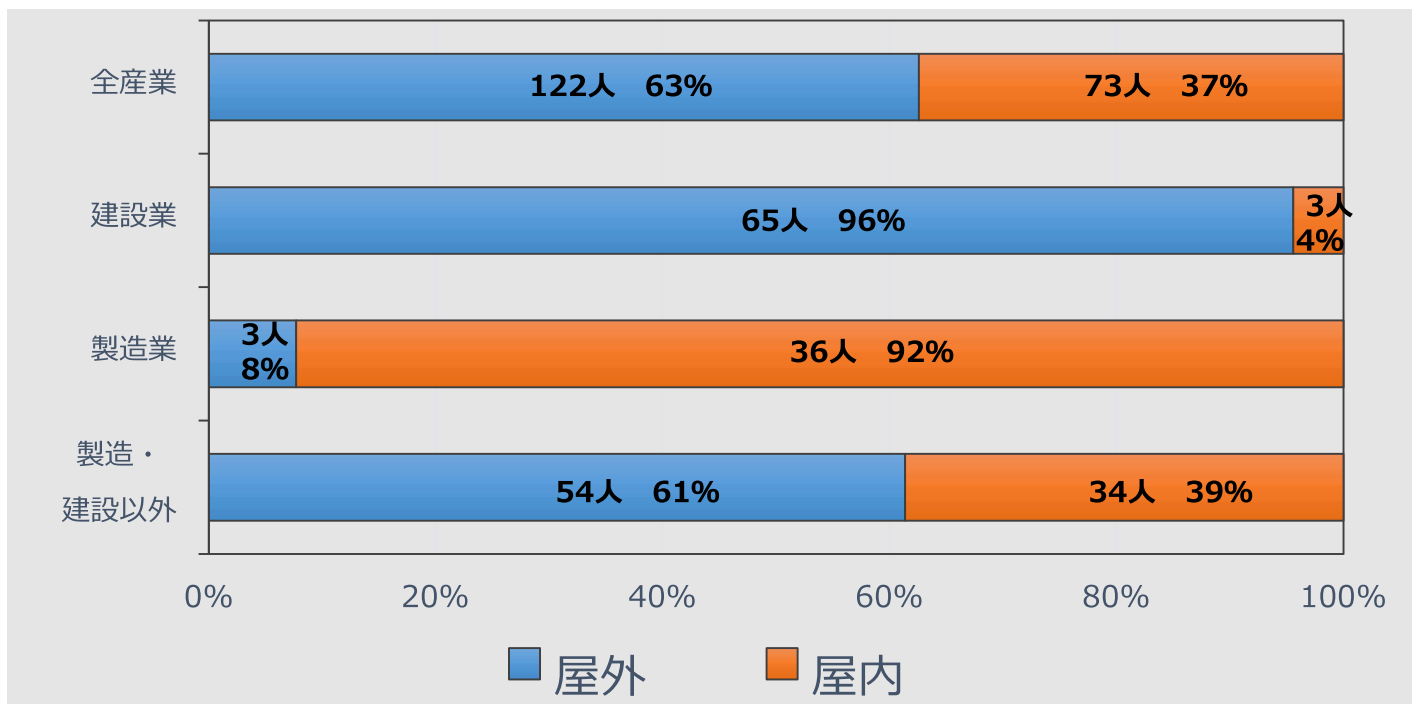
令和6年の業種別の内訳は、**建設業が68人（35%）、製造業が39人（20%）、これらの2業種で全体の半数以上を占めています**。一方で、商業、運送業、警備業、清掃業、その他の業種でも依然として多数の発生が見られ、熱中症は業種を問わず広く発生している状況が続いています。

業種別発生状況の推移（過去3年間）



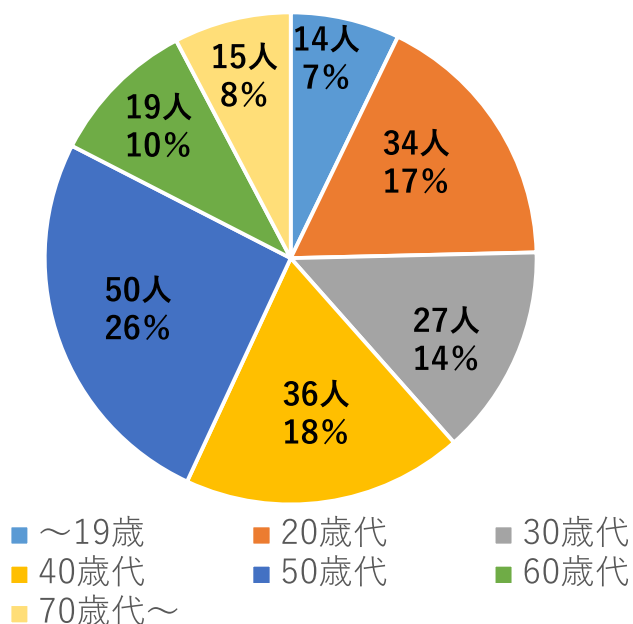
### (3) 業種別での熱中症発生場所（令和7年）

建設業では96%が屋外での作業で発生しており、製造業では92%が屋内での作業で発生しております。その他の業種では、屋外（63%）及び屋内（37%）に関わらず熱中症が発生しています。



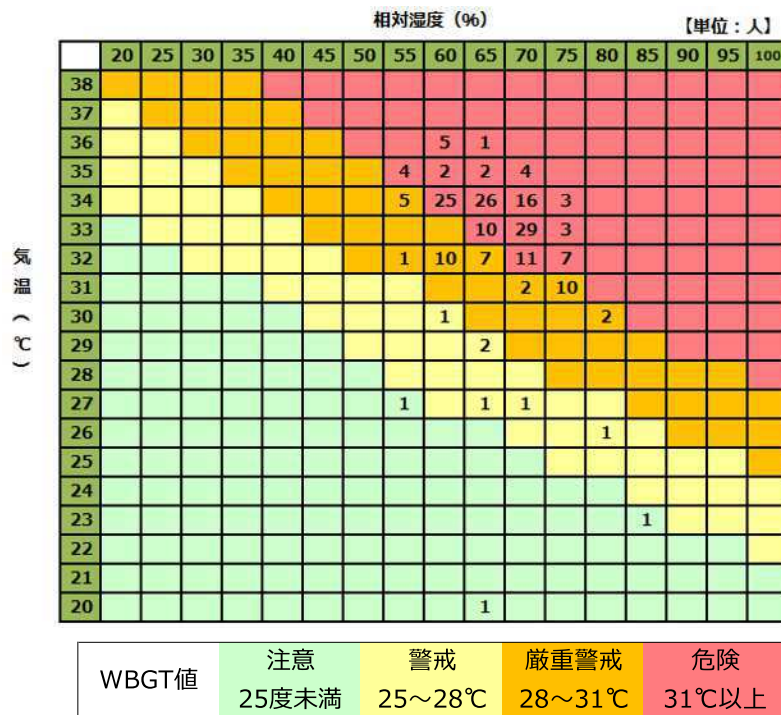
### (4) 年齢別発生状況

年齢別では、50歳代で26%、40歳代で18%、20歳代で17%占めており、**年齢に関係なく熱中症が発生**しています。



### (5) 暑さ指数分布図から見た発生状況

災害発生時の気温と湿度から求めたWBGTによると、**WBGT「危険レベル」及び「厳重警戒レベル」**で全体の9割以上を占めています。



WBGT値	注意	警戒	厳重警戒	危険
	25度未満	25～28℃	28～31℃	31℃以上

※1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値  
 ※2 WBGTは、日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

## (6) 石川県内での熱中症発生事例

### ① 過去に発生した死亡災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	発生状況
1	平成24年8月	17:00	60代	清掃業	鉄筋コンクリート造9階建てビル内の5階トイレで定期清掃に従事していた被災者が、トイレ内で倒れているところを同僚が発見、病院へ搬送されたが死亡した。
2	平成28年8月	12:00	40代	建設業	舗装工事において、アスファルトを同僚1名と共に切断する作業を行い、正午前に作業が終了し、後片付けをしていたところ、気分が悪くなり倒れこんだ。病院へ搬送されたが死亡した。
3	令和2年8月	13:00	50代	製造業	工場内で、段ボールケースをパレットに積み込む作業中に、体調が悪くなり病院へ搬送し治療を受けていたが死亡した。冷感マスクを着用していた。
4	令和4年6月	17:40	40代	建設業	富山県で開催された試験が終わり、帰社するため社有車で北陸自動車道を金沢方面に向かっていている途中、気分が悪くなったためPAに寄ったところ、そこで意識がなくなり、同乗していた社員が救急車を手配し、救急搬送されたが2日後に死亡した。高温環境下で通気性の悪い服装での作業を行ったことにより熱中症を発症したものの。
5	令和5年7月	14:50	50代	建設業	地上から深さ2.3mの箇所型枠作業中、辛そうにしていたので、休憩を指示し休憩所へ向かった。自力で飲み物を飲めない状況であったため救急車を要請し入院したが、熱中症で死亡したものの。
6	令和6年8月	14:00	70代	その他の事業	被災者は事務所周辺の草刈りを一人で行っていたが、土手付近で倒れているところを発見されたもの。

### ② 令和7年に発生した災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	休業日数	発生状況
1	令和7年7月	15:00	50代	建設業	7日	被災者は、木造家屋の解体工事現場において、廃材の仕分け作業に従事していた。15時頃から足が痙攣する等の症状が出始めて動けなくなったため、作業を中止し帰宅した。しかし翌日になっても症状が回復しないことから病院で受診し、そのまま入院することとなった。 当日の最高気温は32度を超え、梅雨明け後の急激に気温が上昇した時期であった。
2	令和7年8月	15:00	60代	建設業	4日	被災者は、道路舗装工事現場において、アスファルトフィニッシャーの手元作業に従事していたところ、15時頃に作業を行っている最中に嘔吐を発症した。直ちに作業を中断し、病院へ搬送した。 当日は最高気温が32度を超え、連日高温の中での作業が続いていた。
3	令和7年7月	15:30	40代	製造業	5日	被災者は、製造工場建屋内において製品の検査作業を行っていた。昼前頃から頭痛を自覚していたが我慢をして作業を継続していたところ、15時過ぎには手足が震えるようになり歩行ができない状態となったため、作業を中断し、病院へ搬送した。 工場内にはスポットクーラーが設置されているが、生産工程上常に室温は30度を超え、湿度も高い環境であった。
4	令和7年8月	10:45	60代	運送業	7日	被災者は、事業場構内において、荷物の積み下ろし、仕分け、梱包等の作業を行っていたところ、作業開始から2時間程度経った10時頃から気分が悪くなり、ふらつき転倒し頭部を強打した。 当日の構内は気温が32℃程度あり、湿度も高い環境であった。

# 外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

## マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



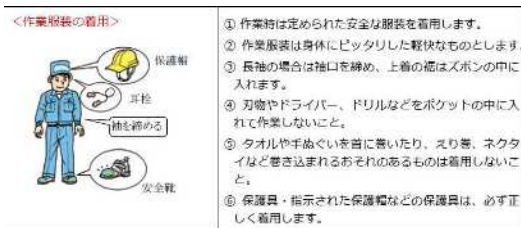
例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）



## 技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



# 令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。  
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

**補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日**

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

## 対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

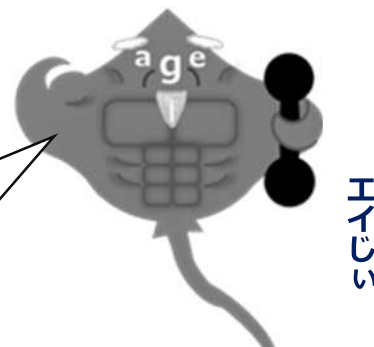
HPはこちら→



## 選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは  
**下の表をチェック**  
 じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用	(1)	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
	(2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用	4/5	
	・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置	(2)	
	・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	1/2	
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用	(3)	100 万円 (消費税を除く)
	・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	1/2	
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4)	30 万円 (消費税を除く)
・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	3/4		

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

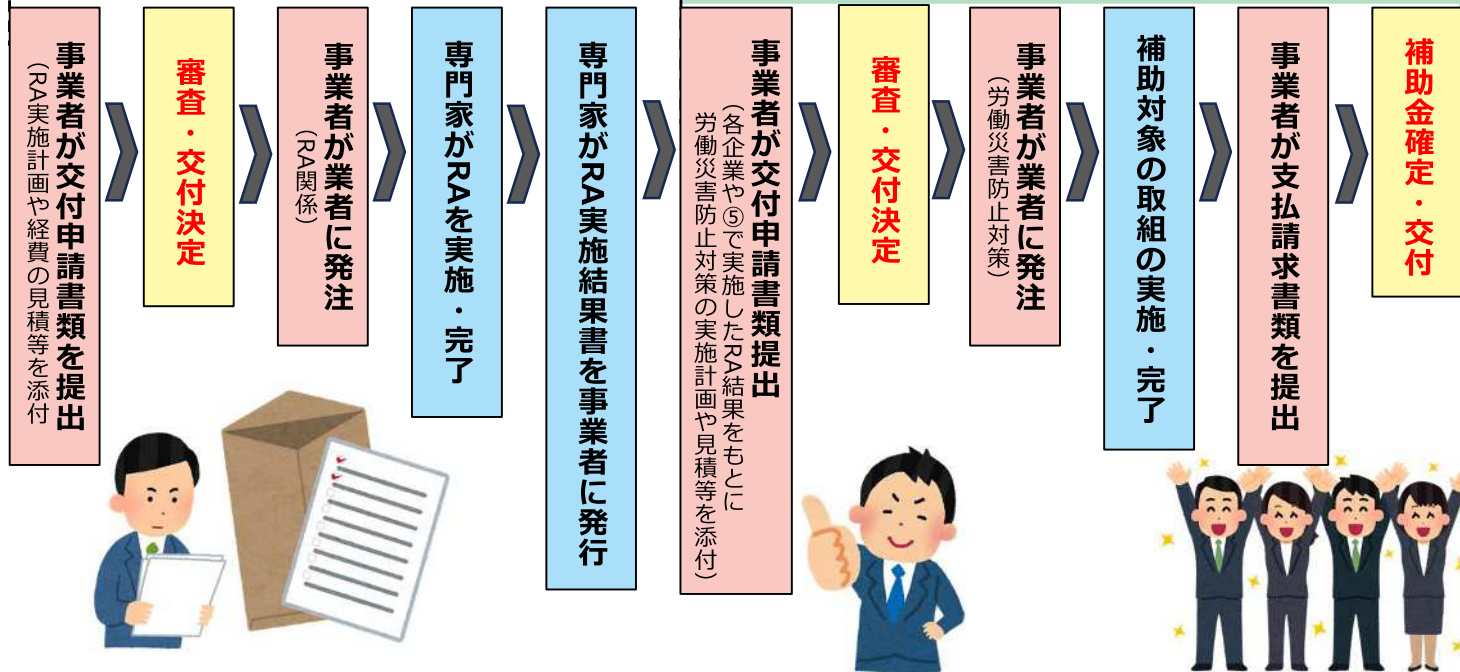
## 申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

### 1. 専門家総合対策コース (1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA) を活用する場合

### 1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

### 2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご利用ください。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ( <https://www.jashcon-age.or.jp/> )に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1. (1) 外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

関係書類  
送付先  
(郵送の場合)

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください

お問合せ先

申請担当  
電話: 03(6381)7507  
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085  
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>